

7. 売主は法令上の制限による使用収益の制限に対しての責任を負いません。
8. 決済金を金融機関による融資の利用により支払う場合、融資特約は可能ですが、特約有効期限は契約後1ヶ月までとします。
9. 融資特約がない場合は売買契約締結後に、融資特約がある場合は融資特約期限終了後（または融資決定後）に行政当局に対する諸手続きの着手を可能とします。
10. 本物件買受けには所定の仲介手数料（買受金額の3%+6万円税別）が必要となります。

留意事項

- 都市公園法に基づく公園施設としての設置許可申請が必要となるため、公園施設（飲食・物販等）以外の用途には使用できません。（住居・宿泊施設としての利用不可）
- 都市公園法、同法施行令、京都市都市公園条例及び同条例施行規則等の法令の改正により、後日において許可条件等が変更となる場合があります。
- 従前の営業は「食事処佑庵」の店名で鶏料理店でした。